

平成 2 6 年

議会運営委員会記録

平成 2 6 年 2 月 2 8 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成26年2月28日(金曜日)
午前10時30分 開会 午前11時39分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	齊 藤 秀 雄 議員	副 委 員 長	吉 田 けさみ 議員
委 員	阿 部 かをる 議員	委 員	待 鳥 美 光 議員
議 長	菅 原 満 議員	副 議 長	栗 原 次 男 議員
委員外議員	金 井 伸 夫 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	富 澤 勝 広	議会事務局次長	本 間 修
議事課長補佐	平 川 京 子	主 事	小 林 厳

◇本日の会議に付した案件

意見書案・決議書案について
その他議会運営に関することについて
議会報告会等

午前10時30分 開会

○齊藤秀雄委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

なお、会議には、議長とオブザーバーとして副議長と、1名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日は、会派から提出された意見書案・決議書案について、その他議会運営に関することについて審議をいたします。

初めに、意見書案についてです。

まず、提出されました意見書案について、説明を願います。その後、皆さんの御意見を伺います。

公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 では、朗読をさせていただき、説明とさせていただきたいと思います。

一つ目が、消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書案。

昨年12月12日、平成26年度税制改正大綱において、自民党、公明党は、軽減税率については消費税率10%時に導入すると盛り込みました。

軽減税率は、低所得者層を含む消費者全体へ持続的に恩恵が及ぶ制度であり、欧米諸国の多くでは、飲食料品など生活必需品に対して、適用されており、国民の負担軽減のための制度として長く運用され続けています。

我が国においては、世論調査においても明らかなおおりの、多くの国民が制度の導入へ賛成しており、国民的な理解を得ています。

消費税率10%への引き上げ時期については、本年末にも総理によってその判断が示される方向です。

よって、政府においても以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

1 与党大綱に沿い、軽減税率制度の対象品目や納税事務のあり方など詳細な制度設計の協議を急ぎ、本年末までに結論を出せるよう政府も全面的に協力すること

2 軽減税率の導入開始の時期においては、消費税10%への引き上げ時に実施すべきこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

若干補足しますと、今年度末に詳細設計をしておかないと、消費税を10%に上げる、上げないはそのときの社会情勢を判断してということになっておりますので、導入時期はまだ明確になっているわけではありませんけれども、制度設計はきちんとしていかないと、いざというときにこの軽減税率の導入があやふやになってしまうということで、導入時期の明確化を求める意見書案として出させていただきました。

○齊藤秀雄委員長 今、公明党から意見書案、消費税の軽減税率の件で提案がされました。

それでは、各会派の意見を願います。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 制度設計をそれまでにきちんとしておくことという趣旨ですので、会派の中で特に異論はありません。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 この意見書案が、まず消費税が8%から10%へ上げるということが前提になっているわけですが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の附則第18条には経済条項として、景気が悪いときには増税を中止できるとなっているんです。今回の消費税の引き上げについても景気は上向いたということで、安倍首相は昨年10月に消費税増税を表明しましたがけれども、アベノミクスによる円安の影響で、電気代、灯油代、それから輸入食品など、値上げが続いたわけですね。消費税が増税されれば、今回の豪雪、それから東日本大震災、東京電力福島原子力発電所事故の被災者、被害者なども含めて、今必死で立ち上がろうという人たちに対しても増税になるわけで、本当に容赦ない消費税の中身になってくるということと、増税されれば当然、消費は冷え込みますから景気は冷え込みますし、さらに財政赤字を広げるという点で、私たちは消費税増税そのものをやるべきではないという立場なんです。

それと、きょうも報道されていましたが、食品等、消費税の物価、販売価格そのものに消費税3%を上乗せするんですと。物価がまた上がっていくわけですよ。それにさらに消費者は3%分上乗せの消費税を払わなければいけないと。消費税が上がるということは、消費税そのものはもう雪だるま式に生活している人たちに大変な負担となってくるわけであって、やっぱり10%引き上げるのではなくて、今ここで言うならば軽減税率じゃなくて、消費税を引き上げるなというのが前提になれば、私たちはとても賛成することはできません。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会としましては、この案に基本的には賛成です。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 消費税の本来あるべき姿として、簡素で公平な透明な制度でなければいけないと思っておりますので、この消費税に軽減税率を適用するということになると、業者によって不公平が生じてしまうと。それから、いろいろな制度設計を決める必要があるとおっしゃっていますけれども、その制度設計も一、二年でできる簡単なものではないと。例えばインボイス制の導入とか、これを前提としたものでなければ、軽減税率というのは非常に複雑なものになってしまいます。軽減税率の適用につきまして、そもそも反対の意見でありますので、反対をさせていただきます。

○齊藤秀雄委員長 各会派の意見を伺いました。賛成、反対それぞれございますということで、公明党の消費税の軽減税率の制度設計と導入時期の明確化を求める意見書案に関しましては、まとまりませんでしたので、副議長提案とはなりません。

続いて、公明党の提案をお願いします。

阿部委員。

○阿部かをる委員 食の安全・安心の確立を求める意見書案。

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示など食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年12月9日に、食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に講ずべき必要な対策を取りまとめました。

具体的には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールの遵守徹底など当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されています。また、このほか事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が、近く国会に提出される運びとなっています。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者等における食品製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が多くありません。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望します。

記

- 1 食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立・施行を期すこと
- 2 本改正案等に基づく対策の推進に当たり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること
- 3 一層の食の安全と安心を図るため、係る法令の改正も視野に総合的かつ具体的な検討を行うとともに関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○齊藤秀雄委員長 今、提案説明が終わりました。

それでは、各会派の意見をお願いします。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 異論ありません。

○齊藤秀雄委員長 続きまして、日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 1点、質問なんですけれども、記の2で、本改正案等に基づく対策の推進に当たり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するというのは、具体的にどんなことを言っておられるのか、お聞きしたいと思うんです。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 これから国で議論していく内容の中において、具体的な体制をつくってほしいと、そういうことです。これからの内容です。そのためにはやっぱり、予算もきちんと計上してほしいというものです。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 例えば、和光市ではどういうことが必要になってきますか。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 それは、議論の中で生まれてくる内容だと思っております。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 内容については反対する中身ではないんですけれども、今言ったような具体的に地方公共団体でやれることはどうなのかなという部分で、曖昧な意見書になっているのかなという意見は申し上げておきたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 それは調整させていただきたいと思います。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 質問があります。

食の安全ということで大まかに2つのパターンに分かれていると思うんですが、1つは、虚偽表示等に関するのが前段の話だと思うんですが、後段に関して、こうした対策が進む一方云々というところでいくと、この農薬混入事件というのは犯罪という分野、刑事的な分野だと私は捉えます。

それともう一つ、集団食中毒事件、これはノロウイルスと。これは僕に言わせると保健関係なんですね。

ということで、上段の虚偽表示に関する犯罪絡みの話と、後段のノロウイルスという、保健関係を一緒にした提案というのはいかがなものかというのが、1つの疑問なんですね。

提案の、記として、食品表示の適正化ということになると、整合性がいかがなものか、もう少し一つに取りまとめた内容であれば話はよろしいというのが緑風会の考えです。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 この食品表示の問題は、一時大きな社会問題になりましたので、それを防止するためには、こういう体制を組むことも必要かと思われまますので、賛成します。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 緑風会からの御意見、日本共産党からの御意見を承りまして、内容等を調整させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○齊藤秀雄委員長 皆さん、その方向でよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、日本共産党と緑風会の意見を踏まえた上で再提案という形で調整したいと思いません。

続きます。

公明党。3番目、お願いします。

阿部委員。

○阿部かをる委員 では、3番目の意見書です。

微小粒子物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書案。

我が国では、大気汚染防止法や自動車NO_x・PM法による規制等により大気環境の保全に努めてきており、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）などの濃度は大きく改善してきています。一方で微小粒子状物質（PM2.5）は、疫学的知見が少なく、曝露濃度と健康影響との間の一貫した関係が見出されていないことから、大きな課題となっています。

また、平成25年1月以降、中国において深刻なPM2.5による大気汚染が発生し、我が国でもその越境汚染による一時的な濃度の上昇が観測されたことにより国民の関心が高まっており、PM2.5による大気汚染に関して包括的に対応することが求められていることから、政府に対し以下の項目について強く要望します。

記

1 PM2.5の発生源の実態や構成成分の解明をした上で、法律に基づく国民にわかりやすい注意発令の仕組みを整備するとともに、環境基準を維持できるよう国内外の発生抑制対策を推進すること

2 国と地方自治体との連携を強化し、情報共有を図りながら、モニタリング体制の整備を推進すること

3 PM2.5による肺機能や呼吸器系症状等への健康影響に関する調査研究を進めるとともに、研究結果に基づく指針等の見直しについては、速やかに実施できる体制を整備すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○齊藤秀雄委員長 それでは、各会派の意見をお願いいたします。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 全体としては反対する意見ではないんですけれども、1点だけ御確認で、記の3項目の中の1項目、環境基準を維持できるよう国内外の発生抑制対策とあるんですが、これは今発生源とされている中国への働きかけということを含め、国際的なルールづくりとかそういうことも含めてのことなのかなとは思いますが、その辺をもう少し明確に打ち出したほうがいいのではないかという意見がありました。

○齊藤秀雄委員長 では基本的には、賛成という形で受けとめますがよろしいですか。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 はい。

○齊藤秀雄委員長 それでは、日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 全体的にはこれは賛成できます。

それで、記の1番なんですけれども、環境基準を維持できるように、ここでは国内外の発生抑制対策となっているんですけれども、例えば中国等にあつては日本企業も産業活動、生産活動をやっていますし、それから日本の持てる技術を提供していくんだというような動きもあるかと思うんです。だから、もし、書けるかどうかなんですけれども、私は国内外の発生抑制対策というのは、恐らくそういうことを意味しているんじゃないかというふうに受けとめたんですが、そのようなことも含めて文章をもうちょっと表現を変えられたらいいかなとは思っているんです。

基本的には賛成です。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤秀雄委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会としても、基本的にはよろしいかという考えです。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 毎年、深刻化しておりますPM2.5につきましては、何らかの対策を講じていく必要があると思いますので、賛成します。

○齊藤秀雄委員長 それでは、基本的には皆さん賛成、賛同いただいております。ただし、この記の1番で国内外の発生抑制対策ということで、新しい風及び日本共産党、それぞれから意見が出ましたので、その辺もしんしゃくし、調整して、再度意見書案の提出をお願いしたいと思います。

それでは、以上で公明党の意見書案は終わります。

続いて、新しい風、お願いします。

○待鳥美光委員 朗読をさせていただきます。

ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチンについて接種者の追跡調査と重篤な副反応被害者の救済を求める意見書案。

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種については、昨年4月から予防接種法に基づく定期予防接種となったが、ワクチンとの因果関係が懸念される持続的な疼痛を初めとするさまざまな症状が接種後に出現したことにより、6月14日の国の勧告以降、2月19日現在接種の積極的勧奨は行われていない。また国が因果関係等の調査を行ってきた。

予防接種後に持続的な痛み、不随意運動、脱力等の重篤な症状を訴える例が全国的に発生し、通学や進学に支障を来す例も出ている。また、適切な治療や相談を行う機関が少なく、遠方まで治療のために通わなければならない等、家庭の経済的、精神的負担が増大し、早急な対応が求められている。

国においては、国民の健康と安全を守るため、また拡大する国民の不安を解消するため、次

の事項について万全の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 重篤な副反応が報告されているヒトパピローマウイルス感染症予防接種については、接種者全員に対し徹底した追跡調査を行い、国の責任で、安全性に関する慎重な評価検討を行うこと
- 2 副反応に対する治療法の確立と治療体制の充実を早急に進めるとともに、必要な予算措置を講ずること
- 3 任意接種を受けた者を含め、副反応の疑いのある者など予防接種を受けた者、これから受けようとする者、あるいは、その保護者からの相談に応ずる窓口を、地方自治体などに早急に設置するべく措置を講ずること
- 4 国民に対し、適切な情報提供を行い、十分な説明責任を果たして不安解消に万全を期すこと
- 5 予防接種に関連したと思われる症状により教育活動の制限が生じた生徒の学校生活や進学について、公立私立にかかわらず、特段の配慮や支援を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

これにつきましては、おととい、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会が開催されて、今後の方向はまだ出ていないんですけれども、けさの新聞で、厚生労働省の研究班と日本線維筋痛症学会が改めて原因の究明に入るといような報道も出ておまして、ワクチン自体、どういう原因でというのがまだはっきりとは解明されていないですし、そのワクチン自体の今後の接種についてはいろいろ意見もあるところですので、今回は実際に出ている中学生、高校生、大学生前半ぐらいの人が多いいんですけれども、その実際に出ている副反応の被害者への措置というところに限定をした意見書として提出をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 今、提案説明が終わりました。

それでは、各会派の意見をお願いいたします。

公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 関係所管が、今調査をしているという段階であり、それぞれのところでの調査の結果が出たところで、またその後の体制の整備とか、さまざま必要になってくると思いますが、この記の5点の中身をもうちょっと整理する必要があるのかなと思っております。今、動いている段階での意見書ということでは、この5点を調整させていただければと思います。

○齊藤秀雄委員長 それでは、日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 基本的には賛成です。

それで、ヒトパピローマウイルス感染症というのは子宮頸がんということなので、もし表題のところに括弧づけで子宮頸がんに入れていただけると、正しくはそれで表現できるかどうかなんです、インターネットなどで見ると、感染症（子宮頸がん）となっているので、そのほ

うが市民の皆さんにもわかりやすさを持つかなど。そこだけやっていただければ賛成です。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 基本的には賛成します。

先ほどの公明党の意見のとおり、結果というわけではなく、途中経過というような前提ということなので、その辺を含みおきいただいて、この記の5項目に関しては御検討いただければと。基本は賛成です。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 テレビ報道などでも、この予防接種に伴う後遺症の深刻な影響についての報道がされておりますので、こういった意見書については賛成します。

○齊藤秀雄委員長 そうすると、各党派それぞれ賛同いただいております。ただし、条件として、記の1から5に関して再度、整理整頓していただき、整合性を持った提案にさせていただきたいということで、その点御検討賜りたいと思います。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 現状、状況が動いているということで、実際に出ている副反応の被害者のところにもうちょっと集中して整理していくということで、また、公明党の御意見等も伺いながら調整したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○齊藤秀雄委員長 そうですね。あと、日本共産党が言う、子宮頸がんという市民にわかりやすい表記にしていいただきたいということです。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 括弧を入れるとちょっと長くなりますけれども、よろしいですか。

○齊藤秀雄委員長 それは構わないと思います。それも取り上げていただきたいということです。

以上にて、新しい風の意見書案は終わります。

続きます。

日本共産党、お願いいたします。

○吉田けさみ委員 1点目が、重度心身障害者医療費助成の年齢制限をなくすよう求める意見書案ということで提出させていただいております。

それで、読み上げる前に、上段2行目なんですけれども、1月から助成の対象外としましたという部分ですが、実はこれは、埼玉県で示されているのは、来年1月から対象外とする方針となったというふうに、ここの部分だけ訂正させていただいて、ぜひ意見書を出していただきたいんです。それで、県としましては、条例を6月ぐらいに提出する予定だということで、この時期に出すべきだろうということで提案させていただきます。

内容についてですが、埼玉県は、重度心身障害者の医療費の自己負担を助成する制度（重度

医療) について、65歳以上の障害者手帳の新規取得者の障害者を来年1月から助成の対象外とする方針を出しました。

重度障害者の多くは多数の診療科を恒常的に受診しており、支給の対象外とされるならば、重い医療費負担を背負うことになります。

障害者が医療費を心配することなく必要な医療を受けられるように公的な保障を行うべきです。

制度維持を理由に年齢によって受給者を差別し受給に制限を設けることは社会保障の理念にも反します。

ことしの4月からは消費税の増税に始まり、年金支給額の削減、新たに70歳になる人の医療費窓口負担も1割から2割に引き上げ、住民税の復興増税など相次ぐ負担増が計画されています。こうした負担増に加えて、今回の制度見直しとなっています。

よって、埼玉県においては、重度心身障害者の医療費助成の年齢制限をなくすよう求めます。という中身で、県の制度ですけれども、この制度を受けて重度医療については無料になっていると。これを県がなくせば、和光市でもなくしていくのかというような議論にもなってくるかと思えますので、ぜひ県に対して意見書を上げていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 提案説明は終わりました。

それでは、各会派の意見をお願いいたします。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 基本的には反対ではないんですけれども、幾つか確認というか、疑問点が出ています。

まず、65歳以上の障害者手帳新規取得者ということは、例えば、いろいろな病気の後遺症等で65歳以上で新たに障害を得た人たちが除外されるという理解でよろしいんだと思うんですけれども、後期医療ではカバーをされると現行はなっているので、65歳から75歳の間が対象外となると、カバーされる制度が現行はないという理解でよろしいのでしょうか。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 待鳥委員がおっしゃるように、65歳の新規取得者から新たに対象外として、なくしていくと。それから、後期高齢者にあっては、それはそのまま継続されていくという中身だと理解しております。

○齊藤秀雄委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 これによってどのくらい助成する側の負担が減るのかとか、その辺のこともちょっとよくわからないんですけれども、内容としてそこがカバーできなくなるということに対して回避をするという意味では、賛成をしたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 わかりました。

公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 今のところをもう1回確認なんですけれども、県が助成の対象外とした理

由です。それを確認させていただきたいと思うんですが。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 これは、高齢化が急速に進行するので医療費がふえる中で、どこかを削っていかなければいけないということで、新たに障害者手帳を取得する人からなくしていくという中身になっています。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 65歳以上の新しく障害者になられた方で、助成を求めたいという方をカバーする制度がないということですか。もう1回、確認なんですけれども。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 医療費、要するに無料できたものが有料になっていくという点で、それをカバーする制度というのは、例えば65歳以上の障害者であれば介護保険の適用になると。そうすると、介護保険だと1割負担が生じるじゃないですか。だから、そういうのもなしで医療を受けられる状態が現実なんですよということだと思います。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 その点はわかりました。

下段の、ことしの4月から云々という、年金支給額の削減とか、70歳になる人の医療費窓口負担も云々とか、住民税の復興増税云々ということが附されているんですけども、この点は、この趣旨とはまた違う部分が入ってきているというか、それを強調したいんだと思うんですけども、このところのうちの会派としては抜いていただければと思っております。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 削除することは一向に構わないと思います。その下段の3行にあっては、削除することは差しさわらないと思いますので。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会としては、基本的に反対です。

その理由です。社会的な保障制度がこのまま、例えば無償とか対象外という形で、それぞれをそれぞれの理由で適用していきましたら、社会保障費は確実にパンクしますし、日本も沈没するというようなのが、方向性として目に見えています。和光市においても、民生費が当初私が知っている範囲では、全体の総予算の35%ぐらいであったのがもう40%を優に超えています。応分の負担をして社会を守っていかなければいけないということが、私たち緑風会の考えです。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 重度心身障害者医療費助成の問題につきましては、先ほども御意見ありましたように、介護保険のサービスの適用状況とか、その他いろいろな社会保障関係の制度との総合的な中でこの問題をどうするかということになります。一個一個、個別の問題を取り

上げても、全体的にバランスのとれた社会保障制度のあり方としてはいかななものかと思いますので、これだけ取り上げてこういった意見書を出すことについては反対です。

○齊藤秀雄委員長 わかりました。

それでは、賛成、反対、もろもろでございますので、副議長提案とはなりません。

続きます。

日本共産党の2番目の意見書案をお願いいたします。

吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 案文を読んで説明とさせていただきたいと思います。

浜岡原発の運転再開は行わず、直ちに廃止を求める意見書案。

南海トラフでは今後30年以内にマグニチュード8から9程度の巨大地震が7割近い確率で起きると言われています。浜岡原発が立地する御前崎付近は、その想定される震源域の真上にあります。世界有数の地震国である日本ではどこに原発をつくっても地震や津波の危険がありますが、間違いなく近く巨大地震が起きると言われているところにある浜岡原発を再稼働させようなどは異常と言うほかありません。

中部電力は、原子炉建屋が強い地震に対応できるようにすることや防波堤の高さを22mにするなどとしています。しかし、万一巨大地震に建屋は耐えられても配管などが破断すればそれだけで大きな被害が起きます。堤防は高くしても地震で壊れれば津波を防ぐことはできません。巨大地震の震源域に原発を置くことの危険を直視すれば、浜岡原発は直ちに廃止すべきです。

浜岡原発の近くには東海道新幹線や東名高速が通り日本列島の東西を結ぶ大動脈となっています。お茶などの農業や自動車部品などの産業も盛んです。もし浜岡原発が事故を起こせば周辺自治体だけで96万人以上が避難を求められるだけでなく、放射性物質が漏れ出せば首都圏や中京圏も影響を受けます。一旦事故を起こせば予想もつかない大きな被害を及ぼす原発は全国どこでも廃止すべきですが、とりわけ浜岡原発にあっては運転は再開せず直ちに廃止すべきですという内容です。

ちなみに、これは、先般、この浜岡原発では5号機については、中部電力は申請を取りやめているんです。運転停止作業中に海水が流入したというトラブルが起きて、浜岡原発では今、ここの部分のみ申請はやらないということなんですけれども、やっぱり置かれている状況から考えると、ここは再開すべきではないということで、ぜひ意見書を上げていただきたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党の説明が終わりました。

それでは、意見を求めます。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風は、この意見書には賛成です。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 5号機の申請を取りやめているということでありまして、浜岡原発

に限らず全国に原発が立地している。それに対して国も安全基準、また地元の意見、さまざま聞きながら満たしたところからということで、それが満たすかどうかというのは、高いハードルが幾つも幾つも重ねられての再開というようなところまでいくように、今検討しておりますので、それを見定めていきたいと思っております。直ちに廃止を求めるということに関しては賛成できません。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会としては、基本的に反対です。

やはり、総合的に見て地球温暖化の防止策ということで、先ほど公明党がおっしゃられたように、基本的にエネルギーとして自然エネルギーが完璧に完備するまでの代替案ということで、原子力というのは1つの温暖化の防止策と受けとめています。

ということで、直ちに廃止ということは賛成しかねます。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 浜岡原発の運転再開については、今後、国の規制委員会が活断層の有無を含めた安全性を確認して、国が決定すると思います。国の判断に委ねるべきだと思いますので、この意見書については反対します。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 御意見、いろいろありがとうございました。

今現実的に、再稼働している原発が1基もない中で電気が供給されているんですね。それと、この浜岡原発については、民主党時代に中止させてきているわけなんですよ。

それで、問題なのは、原子力規制委員会の田中俊一委員長なんですけれども、規制基準というのは安全基準ではないと、はっきり述べておられるんですね。だから、そういうことも踏まえると、今政府でつくっているエネルギー基本計画、これは緑風会もおっしゃるように、あくまでも基本は原発でいって、それを補完するのが自然エネルギーなんだという考え方が基本になっているんです。

私たち日本共産党はそうではなくて、自然エネルギーを主力にして、足りなかったら原発で補っていくのだという考え方に立っていますので、最も危険だと言われている浜岡原発は、ここで継続してとめていくべきじゃないかという立場です。

意見を述べさせていただきました。

○齊藤秀雄委員長 それでは、浜岡原発の運転再開に関しての意見、それぞれ賛成、反対ございました。意見書案はまとまりませんでしたので、副議長提案とはなりません。

休憩します。(午前11時05分 休憩)

再開します。(午前11時06分 再開)

それでは、続きまして決議書案について、和光市政を改革する会、金井議員よりお願いいた

します。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 和光市職員の給与に関する条例の一部を改正することを求める決議書案です。

これは、平たく言うと、職員の住居手当のうちの持ち家分の廃止に関することで、廃止を求める決議書案です。

平成21年の人事院の廃止勧告以降、埼玉県及び近隣市では、志木市、朝霞市が廃止しております。直近では、さいたま市が今定例会に議案上程をされている状況です。

そして、和光市作成の所得区分ごとの1人当たりの所得金額によりますと、和光市民の平均所得は平成23年度357万9,868円、平成24年度356万5,210円と所得が低迷し、厳しい生活を強いられている状況にあります。この4月からは消費税が5%から8%に引き上げられ、円安などによる物価高、社会保障費の負担増など、生活費の負担増が相次ぐ事態となっております。その中、行政職員の給与水準はこの4月から給与削減の暫定措置がなくなり、もとの水準に戻ることとなりますが、職員も市民の痛みを共有する姿勢を示すことが求められます。

給与は、住居手当のみを取り上げるのではなく、給与水準全体で考慮すべきとの意見もありますが、地域手当について和光市職員の場合の12%は埼玉県職員の7%に比べ高く、和光市の給与水準がほかの自治体と比べ見劣りすることはないので、住居手当を対象に見直しを図る必然性は高いと考えます。

○齊藤秀雄委員長 ただいま、和光市政を改革する会より提案説明が終わりました。

それでは、意見を募ります。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 金井議員の一般質問で市とやりとりをされていて、市としても住宅手当が、これは市長の答弁ですけれども、そろそろ時代にそぐわないのではないかということの認識はされていると。その中で、交渉の中に一応出して取り組んでいるということですので、その動向を見ていくということで、議会として決議書を出すということには賛成はできません。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 まず、お聞きしたいんですけれども、決議書とした理由について。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 条例の改正が必要になりますので、各会派の賛成を求めて執行部に決議書を提出するというのが、一番筋が通っているかなと思ひまして、決議書にしました。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 さきに委員長からお話がありましたが、出されるにはそれなりの、ある程度の賛同とか、そういった御意見とかがあって初めて決議書を出されるというのが前提ではないかと思うんです。その辺の金井議員以外の議員の御意見は、うちの会派としては何もお聞きしていませんので、その辺の状況はどうだったのか。

それと、今待鳥委員からもお話がありましたけれども、やはりこういった職員の給料に関する内容というのは、職員組合の方々の御意見も聞いたりとか、さまざま経てやっていくことですよね。その辺にに関してのお考えはいかがなのか。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 最初の御意見については、一部の考え方の、ふだんの議案の賛否の関係で、考え方が近いと思われる議員の方にちょっと話をお伺いしました。それで、反対だということを言われたのと、ほかの会派の方には、これまでの議員活動から見て無理かなと自分で思ったんで、そこから御相談はしておりません。

それから、次の件につきまして、組合の関係につきましては、これは1年越しで職員組合との交渉を執行部がしておりまして、それは覚書でも公表されているんですが、執行部としては廃止したいということで組合に申し入れているんですが、組合が賛成しないということで、執行部は先送りしたいということになっておりますので、執行部の意向を酌んで、議会として背中を押してあげる行動が必要かなと思いましたので、今回、決議書案という形で出しました。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 やはり、決議書を出されるというところの前提というか、そういった対応がなされていないということ、指摘させていただきたいと思います。

そしてまた、執行部ではそういうふうに組合とも交渉しているということでありまして、議会としてこういうものを出すというのは、越権行為に当たるということも指摘させていただきたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 反対ということでよろしいですね。

阿部委員。

○阿部かをる委員 反対です。

○齊藤秀雄委員長 続きまして、日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 最初にまず、金井議員から、市民1人当たりの平均所得額ということでおっしゃっていますでしょう。じゃ、年間収入額にしたら一体幾らなのかというのは御存じですか。そこまでつかんでいますか。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 それはつかんでおりません。たまたま、平成24年度一般会計・特別会計決算に係る主要な施策の成果と予算執行の実績報告書の中にその資料が出ておりそれを引用したので、年収自体についてはわかりません。

○齊藤秀雄委員長 吉田委員。

○吉田けさみ委員 それと、手当の関係なんですけれども、労使で協議していくということ、私は尊重すべきだと思っているんです。

例えば、地域手当も、埼玉県のを金井議員は出しておられますけれども、国基準よりも和光市の場合、低い手当だってあるわけじゃないですか。だから、そういうバランスや何かも含

めてですけれども、労働条件を決めていくということについては、労使で協議していくということを基本に尊重すべきだという立場で、金井議員の決議書案については賛成することはできません。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会としても反対します。

その理由としては、執行部と、先ほど来、意見が出ています職員組合との話し合い、その中に入っていただくだけの資格も権限もないのかなという考えであります。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、和光市政を改革する会より出されました決議書案に関しては、反対でしたので、副議長提案とはなりませんでした。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 先ほど金井議員の御発言の中で、最初の意見は組合に近いと思われる議員の意見と。どういう意味かわからなかったので、もう1回御説明いただけますか。

○齊藤秀雄委員長 金井議員、お願いします。

○金井伸夫委員外議員 組合じゃなくて、自分の意見に近いということで、ふだんの、例えば議案に対する賛否とか、あるいは考え方が近い方に相談したということです。

自分の意見とふだんの考え方が近いと思われる方に相談しました。

○齊藤秀雄委員長 では、何かまだ御意見ございますか。

休憩します。(午前11時15分 休憩)

再開します。(午前11時17分 再開)

ただいまの決議書案に関しては調整がまとまりませんでした。

ここで、皆さんに再確認です。

会議規則第14条、議員が議案、例えば意見書案、決議書案を含むを提出しようとするときは、その案を備え、理由をつけ、2人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければなりません。ということは、1人では提出できないということを、皆さん御理解いただきたいと思います。

よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長。

○菅原満議長 今の委員長の発言の関係で、私から協議をお願いしたいのは、基本的に現在の申し合わせでは、意見書案、決議書案は開会日の2日前までの議会運営委員会に出してほしいということで確認をさせていただいているんですが、今委員長からお話がありましたように、決議書案については、議案として賛成者がいないと出せないということになっております。1人でこの議会運営委員会に協議を申し出るというあり方そのものについて、今の委員長からの

関係でいくと、そごを生じてしまうことなので、その辺について御協議をいただいて、申し合わせの7番に当たりますけれども、扱いを御協議いただきたいと思いますので、お願いをいたします。

○齊藤秀雄委員長 今、議長から説明がありましたとおり、皆さんで確認していただきたいという意味合いだと思います。ということで、決議書案等を提出するときは、賛成委員を必ず署名いただいたものを提出するというので、1名では提出できないという申し合わせということで、皆さんご理解いただいてよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのような形で決まっておりますので、皆さん、今後の御協力よろしくお願いたします。

それでは、次に進みます。

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の有無について報告願います。

議長。

○菅原満議長 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙は、候補者が選挙すべき議員数を超えなかったため実施しないこととなりましたので、御報告をいたします。

○齊藤秀雄委員長 次に進みます。

議会報告会についてです。前回の議会運営委員会で出された意見について、再度各会派で協議願いました。御意見があれば伺います。

まず、新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 まず、図書館で開催をという御提案をしたんですが、会議室を実際に見てまいりまして、30名プラス議員で収容は十分にできると。結構、縦長なんですけれども、かなり縦に長くて、坂下のあの雰囲気にもちょっと似た感じで、縦に長いんです。後ろのほうに物を置いてあるんですけれども、それを片づければ十分それ以上入るということで伺いました。ただ、問題は、使える時間が平日は8時まで、土日は6時まで、その時間があるので、例えば土日だったら、日中とか午後とかいう時間帯にしか開催はできないということがあります。それで、実際に図書館で開催した実績がある市町村としては、長野県小布施町では開催した実績があるということで調べました。

○齊藤秀雄委員長 それ以外に、また新たな提案はございますか。

〔「なし」という声あり〕

公明党、阿部委員、いかがですか。

○阿部かをる委員 特にございません。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 新しい風の提案だと、図書館でということで、場所的にどうなのかなと。図書館にエレベーターなり階段なり上っていけば会議室ここですよというような提示ができると思うんですけれども、どうなのかなというのが1つ疑問なんです。試しにやってみるという

ことも1つあるのかなとは思いますが、その辺がまだよく状況がつかめないで、1つの案としてやってみるといことですね。

○齊藤秀雄委員長 新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 館長とお話ししたんですけれども、会議室で何か事業をやるときも、図書館に来ている人たちに大きなマイクでアナウンスとかはできないんですけれども、職員がこんなのをやっていますのでどうですかという声かけはしているので、そういう形での声かけはできるということはお聞きしました。つけ足しです。あと掲示とかはもちろんできますけれども、その場に来ている人たちへの声かけも可能ではないかということでした。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 図書館に入ってみると、模様がえなどもして、読書する机とか、学習する机とか、かなり移動しているのと、あそこに入ったときに、やっぱり読書、学習を目的に行く人たちが、本当に静かな環境の中で時間を過ごしている状況の中で、図書館を使って議会がこういう形でやるというのはちょっと問題があるんじゃないかなというのは、意見として。静かに入って行って、静かに準備して、静かに帰ってくるというようなことまで可能なかなというのをちょっと心配します。共産党としては、報告の中に、反対意見としてこういう意見がありましたということもぜひ、少数意見の尊重というのが会議規則の中にもうたわれていますので、それは委員長にあつては報告していくというような形は、ぜひとっていただければと思っています。

○齊藤秀雄委員長 金井議員、いかがですか。

○金井伸夫委員外議員 従来どおりでいいんじゃないかと。

○齊藤秀雄委員長 わかりました。

公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 今、前回出た意見全部に対しての会派の調整した意見ですか。図書館でやるということに関してだけですか。

○齊藤秀雄委員長 違います。

要は、新たな取り組みをして、1人でも多くの来場者を得たいと、市民の参加を得たいという考えですから、この前私が申し上げた、サブタイトルをいかがするかとか、いろいろな意見がありましたけれども、新たな試みをしまししょうと。その試みをお披露目いただきたいというのが、今の場です。

公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 では、1個ずつ、会場に関しての新しい風の図書館でどうかという提案に対して、結論を出すということですね。きょうこの場で。

○齊藤秀雄委員長 できれば、もう来月に入ってしまうと、そうそう議会運営委員会が何回も設定できる話ではないので、詰められるところは詰めていきたいと思います。

公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 では、会場については図書館という具体的な事例がありました。やはり全市の皆様がいらっしゃるの、中央公民館が一番中心でいいということはありませんけれども、試みとして、皆さんの御意見が成立すれば図書館でやるというのも、いろいろな課題を克服しながらやってみるのも1つ手だてとしては、それをずっと継続するというのではなく、試行的にやるというのは試みてもいいのかなと思います。まず、図書館についてはそういう意見です。

○齊藤秀雄委員長 場所的には分かれてしまっていますね。いかがでしょうか。

従前のおりでいくか、それとも新たな試みとして図書館でいくか、この方向性です。

休憩します。(午前11時29分 休憩)

再開します。(午前11時34分 再開)

今まで、いろいろと皆さんの御意見あろうかと思いますが、まず議会報告会の開催期日、日程は、まず1番目の候補として、4月26日土曜日を決めたいと思います。場所に関しては和光市図書館2階でとり行うという計画にしたいと思います。

午後6時までで、昼間ということで、それはまたもんでみましょう。午前にするか、午後にするか、夕方にするか。

新たな試みをしようということは決めたいと思いますが、皆さんいかがですか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしということで決めたいと思います。

では、会場と日程はそのような形でしたいと思います。

あと、報告内容に関しては、日本共産党が言う一つの方向として、数字ばかりの報告だけでなく、いろいろな意見の報告、反対意見等、少数意見等もあったということで、でもこういう形で決定をみたという各議員の意見、各議員と言うとおかしいですけども、事案に対する意見等も報告の中には生かしていこうではないかという考えもございますので、その辺、各委員会で取り込んで報告できれば、また新たな試みになると思いますので、御理解ください。

何か御意見ございますか。

阿部委員。

○阿部かをる委員 1つのテーマに絞るのかという提案がありましたよね。

あと、うちの会派の提案は、答弁する間に時間をとって、質問された方が聞いてよかったというような、お返しができるような時間をとって、1回目にそういうふうに行ったと思うんですね。

質問を書きいただいて、みんなで調整して、お答えする、そういうやり方をしたほうが、即答えると、後ほどという感じに、どうしてもぱっとそこで答えるというのは、なかなか十分な回答ができないのかなと思うので、最初にやったようなやり方を取り入れていただければなと思っています。

○齊藤秀雄委員長 今、公明党からのアイデアというか意見は、初回にやったあの2時間コース。1時間半では無理な話なので、2時間コースで、先に出席していただいた市民の方々にア

ンケート、質問用紙をお配りしておく、議会報告をして、終わった後に質問票を集めて休憩をとって、その後に質疑応答に移るというステップと記憶しています。そういう方向がよろしいかどうか、会派でもんでいただいて、またこれから取り組みの時間はありますので、きょうはこの辺にしたいと思います。

それでは、議会報告会について、日時と場所については先ほど申し上げたとおりということで、なお、当然、引き続き実施に関しては詳細の部分を協議しますので、御承知おきください。

それでは、以上で本日の案件は全て終了しました。

次回以降の議会運営委員会の日程を確認します。3月11日火曜日、本会議終了後、意見書案の確認について等の内容で開催いたします。また、市議会だよりの編集に伴う1回目の事前打ち合わせについては、閉会日の本会議終了後に行います。2回目の打ち合わせ及びその次の議会運営委員会の日程は、広報わこう作成業務に係る編集日程が確定していないので、確定次第、議会運営委員会または打ち合わせで調整いたしますので、御了承ください。

本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午前11時39分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 秀 雄